

Rakuten Energy



電 気 需 給 約 款

[低 圧]

2024 年 4 月 1 日 実 施

楽天エナジー株式会社
Rakuten Energy

(小売電気事業者登録番号：A0388)

目 次

第1条 適 用.....	1
第2条 本約款の変更.....	1
第3条 用語の定義.....	2
第4条 単位および端数処理.....	4
第5条 一般送配電事業者との協議.....	5
第6条 需給契約の申込み.....	5
第7条 需給契約の成立および契約期間.....	6
第8条 需 要 場 所.....	6
第9条 需給契約の単位.....	7
第10条 需 給 の 開 始.....	7
第11条 計量に関する取扱い.....	7
第12条 契約種別および電気料金.....	7
第13条 電気料金の算定期間および支払条件等.....	7
第14条 お客さまの協力.....	9
第15条 供 給 の 停 止.....	12
第16条 供給停止期間中の料金.....	13
第17条 供給の中止または使用の制限もしくは中止.....	13
第18条 工事費等の負担.....	13
第19条 違約金および損害賠償の免責等.....	14
第20条 不 可 抗 力.....	15
第21条 契 約 の 変 更.....	15
第22条 名 義 の 変 更.....	16
第23条 中 途 解 約.....	16
第24条 契約の解除および期限の利益の喪失等.....	17
第25条 需給契約の解約後の債権債務関係.....	17
第26条 管轄裁判所.....	17
第27条 反社会的勢力の排除に関する条項.....	18
附 則.....	19

電気料金その他の供給条件の内容

第1条 適用

- (1) この電気需給約款（以下「本約款」といいます。）は、当社との電気需給契約（以下「需給契約」といいます。）にもとづき、一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受けるお客さまに対して、当社が電気を供給するときの電気料金その他の供給条件を定めたものです（以下、需給契約と本約款とをあわせて「本契約」といいます。）。なお、お客さまには、本契約に係る電気事業法第2条の13第1項に定める供給条件の説明、同法第2条の13第2項に定める契約締結前交付書面の交付および同法第2条の14第1項に定める契約締結後交付書面の交付については、同法施行令第2条第1項ならびに同法施行規則第3条の14および第3条の15に則り、書面に代えて、当社が指定したウェブサイトに掲載する方法もしくは電子メールによる方法その他当社が適切と判断した方法（以下「当社が適切と判断した方法」といいます。）により行うことについて、あらかじめご承諾いただきます。
- (2) 本約款は、次の地域に適用いたします。ただし、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島には適用いたしません。

供給エリア	対象となる地域
北海道エリア	北海道（礼文島，利尻島，天売島，焼尻島および奥尻島は除きます。）
東北エリア	青森県，岩手県，秋田県，宮城県，山形県，福島県および新潟県
東京エリア	栃木県，群馬県，茨城県，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，山梨県および静岡県（富士川以東）
中部エリア	愛知県，岐阜県（一部地域を除きます。），三重県（一部地域を除きます。），静岡県（富士川以西）および長野県
北陸エリア	富山県，石川県，福井県（一部を除きます。），岐阜県の一部
関西エリア	滋賀県，京都府，大阪府，奈良県，和歌山県，兵庫県（一部地域を除きます。），福井県の一部，岐阜県の一部および三重県の一部
中国エリア	鳥取県，島根県（隠岐諸島〔島後，中ノ島，西ノ島，知夫里島〕を除きます。），岡山県，広島県，山口県（見島を除きます。），兵庫県の一部，香川県の一部および愛媛県の一部
四国エリア	徳島県，高知県，香川県（一部を除きます。），愛媛県（一部を除きます。）
九州エリア	福岡県，佐賀県，長崎県，大分県，熊本県，宮崎県および鹿児島県
沖縄エリア	沖縄県（粟国島，渡名喜島，久米島，奥武島，オーハ島，北大東島，南大東島，宮古島，池間島，大神島，来間島，伊良部島，下地島，多良間島，水納島，石垣島，竹富島，西表島，鳩間島，由布島，小浜島，黒島，新城島〔下地〕，波照間島，与那国島は除きます。）

第2条 本約款の変更

一般送配電事業者の定める託送供給等約款が改定された場合，法令，条例，規則等の改正により本約款変更の必要が生じた場合，その他当社が必要と判断した場合には，当社は，民法第548条の4（定型約款の変更）の定めにもとづき，本約款または当社が別に定める「楽天でんき 料金メニュー

一表[低圧]」（以下「料金表」といいます。）を変更することがあります。この場合、当社は、当社が適切と判断した方法により、あらかじめ本約款または料金表の効力発生時期を定めて、お客さまへその変更内容をお知らせいたします。また、このお知らせ後、効力発生時期が到来した場合には、本約款または料金表に定める電気料金その他の供給条件は、変更後の本約款または料金表によります。

なお、当社または代理店が、本約款または料金表変更に係る電気事業法第2条の13第1項に定める供給条件の説明、同法第2条の13第2項に定める契約締結前交付書面の交付および同法第2条の14第2項に定める契約締結後交付書面の交付を行う場合、次の事項について、お客さまにあらかじめご承諾いただきます。

- (1) 供給条件の説明および契約締結前交付書面の交付を行う場合、当社が適切と判断した方法により、説明および書面に記載を要する事項のうち、当該変更をしようとする事項のみを説明し、書面に記載すること
- (2) 契約締結後交付書面の交付を行う場合、当社が適切と判断した方法により、当社の名称および住所、需給契約の契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載すること。
なお、本約款の変更の内容がこの需給契約の内容の実質的な変更をとみなさない場合における供給条件の説明については、供給条件の説明および契約変更前の書面交付は、説明および記載を要する事項のうちその変更をしようとする内容の概要のみを書面で交付することなく説明することとし、契約締結後交付書面の交付をしないことといたします。

第3条 用語の定義

次の用語は、本契約においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 低 圧
標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。
- (2) 電 灯
白熱電球、けい光灯、LED、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。
- (3) 小 型 機 器
主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他の電気の使用者の電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものを除きます。
- (4) 動 力
電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。
- (5) 負 荷 設 備
電気を使用する電気機器等をいいます。
- (6) 契約負荷設備
本契約上使用できる負荷設備をいいます。
- (7) 契約主開閉器
本契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。
- (8) 供 給 地 点
当社がお客さまに電気を供給する地点をいいます。

- (9) 供給地点特定番号
一般送配電事業者により定められた供給地点を特定する番号をいいます。
- (10) 契約電流
本契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。
- (11) 契約容量
本契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。
- (12) 契約電力
本契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。
- (13) 契約電力等
契約電流、契約容量および契約電力を総称したものをいいます。
- (14) 小売電気事業者
電気事業法第 2 条第 1 項第 3 号に定める小売電気事業者をいいます。
- (15) 一般送配電事業者
電気事業法第 2 条第 1 項第 9 号に定める一般送配電事業者をいいます。
- (16) 託送供給等約款
電気事業法第 18 条に規定され、一般送配電事業者が供給区域における託送供給等に係る料金その他の供給条件を定めた約款をいいます。
- (17) 電力広域的運営推進機関
電気事業法第 28 条の 4 に定める目的にもとづき設立された認可法人をいいます。
- (18) 接続供給契約
当社がお客さまに電気の供給を行うために当社が一般送配電事業者と締結した接続供給（一般送配電事業者が当社から受電し、一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介して、同時に、その受電した場所以外の一般送配電事業者の供給区域内の場所において、当社の小売電気事業への電気の供給の用に供するための電気を当社に供給することをいいます。）に係る契約をいいます。
- (19) 消費税等相当額
消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。
- (20) 最大需要電力
需要電力の最大値であって、30 分最大需要電力量計により計量される値をいいます。
- (21) 貿易統計
関税法にもとづき公表される統計をいいます。
- (22) 燃料費調整額
燃料費の変動を電気料金に反映させるものであって、料金表に記載の方法により算定された金額をいいます。
- (23) 平均燃料価格算定期間
貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、8 月 1 日から 10 月 31 日ま

での期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

(24) 市場価格調整額

一般社団法人日本卸電力取引所（以下「JEPX」といいます。）が公表するスポット取引（「一般社団法人日本卸電力取引所 取引規程」に定める翌日取引をいいます。）におけるお客さまの供給エリア（ただし、沖縄エリアを除きます。）に応じた平均市場価格（平均市場価格算定期間中において JEPX が公表したエリアプライスの合計を当該算定期間中の商品の数により除した値をいいます。）の変動を電気料金に反映させるものであって、料金表に記載の方法により算定された金額をいいます。

(25) 平均市場価格算定期間

JEPX が公表するスポット取引に係る情報にもとづき平均市場価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から1月31日までの期間、2月1日から2月28日（閏年となる場合は、2月29日までの期間といたします。）までの期間、3月1日から3月31日までの期間、4月1日から4月30日までの期間、5月1日から5月31日までの期間、6月1日から6月30日までの期間、7月1日から7月31日までの期間、8月1日から8月31日までの期間、9月1日から9月30日までの期間、10月1日から10月31日までの期間、11月1日から11月30日までの期間または12月1日から12月31日までの期間をいいます。

(26) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。

(27) 供給条件の説明

電気事業法第2条の13第1項にもとづく小売電気事業者または媒介、代理もしくは取次ぎを業として行う者による電気料金その他の供給条件の説明をいいます。

(28) 代理店

当社からの委託にもとづき当社との小売供給契約の締結の媒介、取次ぎまたは代理を業として行う者をいいます。

(29) スイッチング

同一需要場所において電気の使用を継続される状態で、お客さまが電気の小売供給を受ける小売電気事業者を他の小売電気事業者に切り替えることをいいます。

第4条 単位および端数処理

本契約または料金表において使用する単位、端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (4) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (5) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(6) 電気料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

第5条 一般送配電事業者との協議

一般送配電事業者が、託送供給等約款の実施上、お客さまとの協議が必要であると判断した場合、お客さまと一般送配電事業者との間で協議をしていただくことがあります。

第6条 需給契約の申込み

(1) お客さまが当社と新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめ本約款および料金表ならびに一般送配電事業者の託送供給等約款における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、原則として次の事項を明らかにして、当社所定の方法によって申込み（お客さまからの申込みに関しては、本人確認を行うことがあります。）をしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。

契約種別、供給電気方式、需要場所、供給電圧、契約者の氏名等の情報、使用者の氏名等の情報、契約負荷設備、契約主開閉器、契約電流、契約容量、契約電力、発電設備、供給区域、業種、用途、料金の支払方法、供給地点特定番号ならびに当社以外の他の小売電気事業者のお客さま番号または契約番号および当社以外の他の小売電気事業者の名称（当社以外の他の小売電気事業者に関する事項については、現に当社以外の他の小売電気事業者との需給契約がある場合に限りま

す。）、電力広域的運営推進機関または一般送配電事業者が必要とする事項、およびその他当社が必要とする事項

(2) 契約負荷設備、契約電流、契約容量については、次のとおり決定いたします。ただし、次の方法によることができない場合および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただいた内容にもとづき当社が決定いたします。

なお、適用となる契約種別は、契約負荷設備、契約電流、契約容量および契約電力にもとづき、料金表により決定いたします。

① スイッチングの場合、当該小売電気事業者との需給契約終了時点の契約負荷設備、契約電流および契約容量に準ずるものといたします。

② 引越し（転入）等の理由で、新たに電気の供給を開始する場合は、供給開始時点で供給地点ごとに設定されている契約負荷設備、契約電流および契約容量に準ずるものといたします。

なお、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただくことがあります。

(3) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、お客さまに無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、一般送配電事業者の託送供給等約款に定めるところにより、その容量を明らかにしていただき、保安上の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

(4) 当社は、法令等、当社の供給力その他電気の需給状況、一般送配電事業者の供給設備の状況、お客さまの料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の電気需給契約の料金を支払期日が経過してなお支払われない場合を含みます。）その他事情により、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。

第7条 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、当社が、お客さまからの申込みを承諾したときに、成立いたします。
- (2) 契約期間は次によります。なお、第2号にもとづき契約期間が更新される場合、当社または代理店は、契約更新前に契約更新後の契約期間のみを当社が適切と判断した方法によりお知らせし、契約更新後に、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、更新後の契約期間ならびに供給地点特定番号を当社が適切と判断した方法によりお知らせいたします。また、お客さまには、このことについてあらかじめ承諾していただきます。
 - ① 契約期間は本需給契約が成立した日から、需給開始の日以降1年目の日までといたします。
 - ② 契約期間満了日の15日前までにお客さままたは当社から本契約の終了の申し出がない場合、本契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で更新されるものといたします。
 - ③ 需給契約の内容を契約期間中に変更する場合であっても、契約期間は変更されないものといたします。

第8条 需 要 場 所

- (1) お客さまが電気を使用する場所をいい、当社は、原則として、1構内をなすものは1構内を1需要場所として取り扱い、これによりがたい場合には、第2項または第3項によります。なお、この場合において、1構内をなすものとは、柵塀その他の客観的な遮断物によって明確に区画され、公衆が自由に出入りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。
- (2) 当社は、1建物をなすものは1建物を1需要場所とし、これによりがたい場合には、第3項によります。なお、1建物をなすものとは、独立した1建物をいいます。ただし、複数の建物であっても、それぞれが地上または地下において連結され、かつ、各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は、1建物をなすものとみなします。また、看板灯、庭園灯、門灯等建物に付属した屋外電灯は、建物と同一の需要場所といたします。
- (3) 構内または建物の特殊な場合には、次によります。
 - ① 居住用の建物の場合
 - 1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、次のいずれにも該当するときは、各部分をそれぞれ1需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1需要場所といたします。
 - (a) 各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。
 - (b) 各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。
 - (c) 各部分が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること。
 - ② 居住用以外の建物の場合
 - 1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され、かつ、共用する部分がないときまたは各部分の所有者が異なるときは、各部分をそれぞれ1需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1需要場所といたします。
 - ③ 居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合
 - 1 建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は、第2号に準ずるものといたします。ただし、アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁

で明確に区分されている建物の場合は、居住用部分に限り第1号に準ずるものといたします。

④ その他

構内に属さず、かつ、建物から独立して施設される街路灯等の場合は、施設場所を1需要場所といたします。

第9条 需給契約の単位

当社は、1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。ただし、1需要場所について電灯または小型機器と動力をあわせて使用する需要の場合、当社は、複数の需給契約を締結することがあります。

第10条 需給の開始

- (1) 当社は、本契約を締結しようとするときは、お客さまおよび一般送配電事業者と協議のうえ需給開始日を定め、需給開始日から、本契約にもとづく電気の供給を開始いたします。この場合の需給開始日は、次のとおりとします。
 - ① スイッチングの場合には、別途協議により定めた場合を除き、お客さまが申込みをした後に到来する最初の検針日といたします。また、最初の検針日までに切り替えに必要な手続きが完了しない場合等については、次回以降の検針日となる場合があります。
 - ② 引越し（転入）等の理由で、新たに電気の供給を開始する場合は、原則として、申込みいただいた日から起算して12日以降でお客さまの希望する日といたします。ただし、いずれの小売電気事業者とも契約関係がない状態で当該需要場所にて電気の使用を開始し、後に当社との需給契約が成立した場合には、その使用開始にさかのぼって需給開始日といたします。
- (2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気の供給ができないことが明らかとなった場合には、あらためてお客さまおよび一般送配電事業者と協議のうえ需給開始日を定めることといたします。
- (3) 電気の需給地点（電気の需給が行われる地点をいいます。）は、一般送配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。

第11条 計量に関する取扱い

- (1) 計量方法および計量主体
お客さまが使用する電力量、最大需要電力および力率は、一般送配電事業者によって設置された計量器により計量された値とし、電力量は、30分ごとに計測いたします。
- (2) 計量不能の措置
計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、使用電力量は、一般送配電事業者の託送供給等約款に定めるところにより、当社と一般送配電事業者との協議をふまえ、当社とお客さまとの協議によって定めます。

第12条 契約種別および電気料金

契約種別および電気料金に関する事項の詳細は、料金表に定めるとおりといたします。

第13条 電気料金の算定期間および支払条件等

- (1) 電気料金の算定期間

電気料金は、次の場合を除き、「1月」を単位として算定し、「1月」とは、前月の検針日（一般送配電事業者が実際に検針を行った日または検針を行ったものとされる日をいいます。）から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。

ただし、当社があらかじめお客さまに計量日（使用電力量または最大需要電力を一般送配電事業者が設置した記録型計量器に記録される日をいいます。）をお知らせした場合の「1月」とは、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といい、「検針期間」とあわせて「算定期間」といいます。）といたします。

- ① 電気の供給を開始（スイッチングの場合を含みます。）し、または需給契約が終了した場合
- ② 契約種別、契約電流、契約容量または契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合
- ③ 算定期間の日数が、一般送配電事業者がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回る場合

(2) 日割計算

当社は、次に定める事由が発生した場合は、次により電気料金を算定いたします。

- ① 基本料金が発生している場合は、次の算式により算定いたします。

$$\text{基本料金} = 1\text{月の基本料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{該当月の暦日数}}$$

上記の算定式に適用する日割計算対象日数には、電気の供給の開始日および本契約終了日を含みます。また、第1項第2号の場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

- ② 第2項第1号の暦日数は、それぞれ次のとおりといたします。

(a) 電気の供給を開始した場合

お客さまに電気の供給を開始した日の属する月の暦日数といたします。

(b) 本契約を終了する場合

直前の検針日または計量日の属する月の暦日数といたします。

- ③ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間の使用電力量により算定いたします。

(3) 電気料金等の請求および支払方法

- ① 電気料金は毎月、クレジットカード支払い（当社の指定するクレジットカード会社（代行業者を含み、以下同様といたします。）との契約にもとづき、そのクレジットカード会社に毎月継続して電気料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込む方法をいいます。）により支払っていただきます。
- ② お客さまが電気料金を前号により支払われた場合は、電気料金がクレジットカード会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
- ③ 電気料金は、当社がお客さまに請求した順序で支払っていただきます。
- ④ 電気料金以外の一般送配電事業者の託送供給等約款にもとづいて発生する工事負担金その他の金銭債務（以下「工事費等」といいます。）については、当社が一般送配電事業者より請求を受けるつど、当社が指定する方法により支払っていただきます。
- ⑤ 当社は、第1号および第4号にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、電気料金または工事費等を払い込む方法より支払っていただくことがあります。この場

合、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに、当社に対する支払いがなされたものといたします。

⑥ 当社は、原則として、電気料金その他の請求額の明細書は当社ウェブサイトを通じて、お客さまに通知いたします。当社は、当該ウェブサイトを通じた明細書情報の通知をもって、お客さまへ請求を行ったものといたします。

⑦ 当社が当社の代理店に電気料金債権および工事費等に係る債権を譲渡した場合において、前各号に関する取扱いにつき、当該代理店が当社の事前の承諾をえて本約款と異なる定めをする場合は、その定めるところによります。

(4) 電気料金の支払義務および料金の支払期日

お客さまの電気料金の支払義務は、検針日または計量日に発生いたします。お客さまの電気料金の支払期日は、請求を行った月の翌月 1 日といたします。なお、クレジットカード会社による電気料金の立替えができなかった場合は、別途コンビニエンスストア用振込用紙にてお支払いをいただくものとし、当社所定の事務手数料を申し受ける場合があります。

(5) 支払遅延の際の措置

お客さまが電気料金を支払期日までに支払わない場合には、当社は、支払期日の翌日から起算して支払いの履行日に至るまで、請求金額から、消費税等相当額から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に対して、年 10 パーセントの延滞利息を申し受ける場合があります。この延滞利息は、お客さまが延滞利息の算定の対象となる電気料金を支払われた直後に支払い義務が発生する電気料金とあわせて支払っていただきます。

第 14 条 お客さまの協力

(1) 適正契約の保持

当社が、一般送配電事業者から、接続供給契約が電気の使用状態に比べて不相当であるとして、その契約を適正なものに変更することを求められたときは、お客さまは、その求められた内容にしたがい、すみやかに本契約を適正なものに変更していただきます。

(2) 力率の保持

① 需要場所の負荷の力率は、電灯料金の適用を受ける場合にあっては、90 パーセント以上、それ以外の場合にあっては、85 パーセント以上に保持していただきます。

② 進相用コンデンサを取り付ける場合は、お客さまの負担によりお客さまに取り付けていただきます。なお、その場合、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきますが、やむをえない事情によって 2 以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

(3) 立ち入り業務への協力

当社または代理店が本契約の遂行上、需要場所への立ち入りが必要と認める場合、または一般送配電事業者から次の各号に掲げる業務を実施する旨の要請があった場合、お客さまの承諾をえて需要場所へ立ち入りさせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、お客さまは当社、代理店または一般送配電事業者の需要場所への立ち入りを承諾していただきます。なお、一般送配電事業者が立ち入る場合においては、一般送配電事業者の係員に対し、所定の証明書の提示を求めることができます。

① 供給地点に至るまでの一般送配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の一般送配

電事業者の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査

- ② 本条第9項（保安等に対するお客さまの協力）によって必要となるお客さまの電気工作物の検査等の業務
- ③ 不正な電気の使用の防止等に必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査またはお客さまの電気の使用用途の確認に関する業務
- ④ 計量器の検針または計量値の確認に関する業務
- ⑤ 第15条（供給の停止）、第21条（契約の変更）第3項（契約種別または料金単価の変更）第2号、第23条（中途解約）第1項、および第24条（契約の解除および期限の利益の喪失等）にもとづく供給の停止ならびに契約の終了により必要な処置に関する業務
- ⑥ その他当社と一般送配電事業者との接続供給契約の成立、変更もしくは終了等に必要業務または一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

(4) 電気の使用にともなうお客さまの協力

- ① お客さまの電気の使用が、次の原因等で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、当社がお客さまの負担で供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。
 - (a) 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
 - (b) 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
 - (c) 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
 - (d) 著しい高周波または高調波を発生する場合
 - (e) その他(a)から(d)に準ずる場合
- ② お客さまが発電設備を一般送配電事業者の供給設備に接続して使用する場合も、前号に準ずるものといたします。
- ③ お客さまが電気設備を一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続するにあたっては、電気設備に関する技術基準、その他の法令等にしがたが、かつ、一般送配電事業者の託送供給等約款別冊に定める系統連系技術要件を遵守して、一般送配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によっていただきます。

(5) 用地確保等の協力

お客さまは、電気の供給の実施にともない一般送配電事業者が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について、協力していただきます。

(6) 施設場所の提供

一般送配電事業者から電気の供給にともなう設備の施設場所の提供を次により当社またはお客さまが求められた場合、および当社が必要に応じお客さまの電力負荷を測定するために必要な通信設備の設置場所の提供をお客さまに求めた場合には、お客さまにそれらの場所を無償で提供していただきます。

- ① お客さま（共同引込線による引込みで電気を供給する複数のお客さまを含みます。）のみのためにお客さまの土地または建物に引込線、接続装置等の供給設備を施設する場合
- ② 料金の算定上必要な計量器、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器の二次配線および計

量情報等を伝送するための通信装置等をいいます。) および区分装置 (力率測定時間を区分する装置等をいいます。) を取付ける場合

③ 通信設備等を設置する場合

(7) お客様の電気工作物の使用

お客様は、次に掲げるお客様の所有物については、一般送配電事業者が無償で使用する事ができるものといたします。

- ① お客様の負担でお客様が施設した付帯設備 (お客様の土地もしくは建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客様の建物に付合する設備をいい、以下同様といたします。)
- ② お客様の負担でお客様が施設した、架空引込線を取り付けるために需要場所内に設置する引込小柱等の補助支持物
- ③ お客様の負担でお客様が施設した、地中引込線の施設上必要な次の付帯設備
 - (a) 鉄管、暗きょ等お客様の土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物(引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含みます。)
 - (b) お客様の土地または建物に施設される基礎ブロック (接続装置を固定するためのものをいいます。) およびハンドホール
 - (c) その他(a)または(b)に準ずる設備
- ④ お客様の希望によって、お客様の負担でお客様が取り付けした計量器の付属装置または変成器の2次配線等
- ⑤ 一般送配電事業者が記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためのお客様の電気工作物を使用することを求めた場合における当該お客様の電気工作物

(8) 調査および調査に対するお客様の協力等

- ① お客様の電気工作物が技術基準に適合しているかどうかについては、一般送配電事業者、または一般送配電事業者が業務の全部または一部の委託を行った経済産業大臣の登録を受けた調査機関 (以下「登録調査機関」といいます。) が、法令で定めるところにより、調査いたします。この場合、一般送配電事業者または登録調査機関は、必要があるときは、お客様の承諾をえてお客様から電気工作物の配線図を提示していただきます。なお、お客様は、一般送配電事業者または登録調査機関の係員に対し、所定の証明書の提示を求めることができます。
- ② お客様が電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社および一般送配電事業者または登録調査機関に通知していただきます。

(9) 保安等に対するお客様の協力

- ① 次の場合には、お客様は当社および一般送配電事業者にすみやかにその旨を通知していただきます。
 - (a) お客様の需要場所内に設置してある引込線、計量器等一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあるとお客様が認めた場合
 - (b) お客様の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあるとお客様が認めた場合
- ② お客様が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をする場合は、あらかじめその内容を一般送配電事業者と当社に通知していただきま

す。また、物件の設置、変更または修繕工事をした後、その物件が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社および一般送配電事業者へ通知していただきます。この場合、保安上とくに必要があるときは、一般送配電事業者の求めに応じてその内容を変更していただきます。

- ③ 必要に応じて供給開始に先立ち、受電電力を遮断する開閉器の操作方法等について、お客さまと一般送配電事業者との間で協議していただきます。
- ④ 供給地点に至るまでの供給設備および計量器等需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物については一般送配電事業者が、当社が所有権を有する電気工作物については当社が保安の責任を負います。

(10) 需要情報の通知

当社は、供給計画作成のために、お客さまに対して必要な情報の提供をお願いすることがあります。

第15条 供給の停止

(1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、一般送配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

- ① お客さまの責めに帰すべき理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
- ② お客さまが需要場所内の一般送配電事業者の電気設備を故意に損傷し、または、亡失して当該電力会社に重大な損害を与えた場合
- ③ 一般送配電事業者以外の者が需要場所における一般送配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続を行った場合

(2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、電気の供給を停止することがあります。なお、この場合、供給停止の5日前までに予告いたします。

- ① お客さまが電気料金を支払期日を経過してもなお支払わない場合
- ② 本約款によって支払いを要することとなる電気料金以外の債務（延滞利息、工事費負担金等相当額その他本契約にもとづき生ずる一切の金銭債務をいいます。）を支払わない場合
- ③ お客さまが、その需要場所から移転される等、電気を使用されていないことが明らかな場合

(3) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、一般送配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

- ① お客さまの責に帰すべき理由により生じた保安上の危険がある場合
- ② 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
- ③ 第14条（お客さまの協力）第3項に反して、立ち入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否した場合
- ④ 第14条（お客さまの協力）第4項第1号および第2号によって必要となる措置を講じない場合
- ⑤ 第14条（お客さまの協力）第4項第3号に反してお客さまが一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続した場合
- ⑥ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用した場合
- ⑦ お客さまが動力を利用されている場合で、変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用された場合
- ⑧ その他お客さまが本約款に反した場合

- (4) 当社がお客さまに対して適正契約への変更および適正な電力使用実態への改善を求めたにもかかわらず、お客さまがこれに応じていただけないときには、一般送配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給の停止をすることがあります。
- (5) 第1項から第4項によって電気の供給を停止する場合には、一般送配電事業者により、一般送配電事業者の供給設備またはお客さまの電気設備において、供給停止のための処置が行われます。なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。
- (6) 本条によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消したときは、一般送配電事業者は、電気の供給を再開いたします。

第16条 供給停止期間中の料金

第15条（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合でも、その停止期間中を含め、料金算定期間「1月」として算定した料金を申し受けます。

第17条 供給の中止または使用の制限もしくは中止

- (1) 一般送配電事業者は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまの電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
 - ① 一般送配電事業者の供給設備に故障が生じ、または故障が生じるおそれがある場合
 - ② 一般送配電事業者の供給設備の点検、修繕、変更その他工事上やむをえない場合
 - ③ 非常変災の場合
 - ④ その他電気の需給上または保安上必要がある場合等一般送配電事業者が電気の供給を中止し、または使用を制限し、もしくは使用を中止する要請を行った場合
- (2) 第1項の場合には、一般送配電事業者は、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急時等のやむをえない場合は、この限りではありません。

第18条 工事費等の負担

- (1) お客さまには、次の各号の場合に工事費等に相当する金額の負担をしていただきます。なお、当社は、原則として当該工事等の準備着手前に当該費用を申し受けます。
 - ① 供給開始にともなう工事費等の負担
本契約にもとづく供給開始にあたって、当社が一般送配電事業者からお客さまに供給するために必要な設備を当社が施設すること、または一般送配電事業者からその設備の施設にかかわる工事費等の費用負担を求められた場合
 - ② 契約電力等の変更にともなう工事費の負担
お客さまの都合による契約電力等の変更により、当社が一般送配電事業者からお客さまに供給するために必要な設備を当社が施設すること、または一般送配電事業者からその設備の施設にかかわる工事費等の費用負担を求められた場合
 - ③ 一般送配電事業者の設備にかかわる工事等にともなう工事費の負担
お客さまが一般送配電事業者の設備にかかわる工事等を当社を通じて一般送配電事業者に依頼し、当社が一般送配電事業者からその工事費等の費用負担を求められた場合
 - ④ 契約電力等の変更後の解約または変更にともなう工事費の負担
お客さまの都合により契約電力等を変更したうえで、さらにお客さまの都合により途中で当該契約を変更もしくは解約し、またはさらに変更した当該契約電力等を途中であらためて変更

したことにより、一般送配電事業者が変更等にともない新たに供給設備を施設し、当該供給設備にかかわる工事費等の費用負担を当社に対して求めた場合

⑤ 需給開始に至らない場合の工事費等の負担

供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を終了または変更する場合であって、一般送配電事業者から工事費等の費用（実際に供給設備の工事を行わなかったときであっても、測量監督等に費用を要したときの実費を含むもの）といたします。）負担を求められた場合

⑥ その他

その他お客さまの都合にもとづく事情により当社が一般送配電事業者から工事費等の費用負担を求められた場合

- (2) 第1項第1号、第2号および第4号において当社が施設した設備の所有権は、お客さまがその施設にかかった費用を支払ったときにお客さまに移転するものといたします

第19条 違約金および損害賠償の免責等

(1) 違 約 金

お客さまが次のいずれかに該当し、そのために当社に支払うべき電気料金の全部、または一部の支払を免れた場合には、当社はお客さまに対し、その免れた金額の3倍に相当する金額を違約金として申し受けます。また、この免れた金額とは、需給契約、料金表および本約款に定める供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。なお、不正に使用した期間が確認できない場合、6月以内で一般送配電事業者により決定された期間といたします。

- ① 需要場所において電気を使用すること以外の用途に電気を使用した場合
- ② 電気工作物の改変等によって不正に一般送配電事業者の電線路を使用、または電気を使用した場合
- ③ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用した場合
- ④ お客さまが動力を利用されている場合で、変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用された場合

(2) 損害賠償の免責

- ① 一般送配電事業者の責めに帰すべき事由によりお客さまが損害を受けた場合、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- ② 第15条（供給の停止）によって一般送配電事業者により電気の供給が停止された場合、または第21条（契約の変更）第3項（契約種別または料金単価の変更）第2号、第23条（中途解約）もしくは第24条（契約の解除および期限の利益の喪失等）によって本契約が解約され、もしくは解除された場合には、当社はこれによりお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- ③ 第17条（供給の中止または使用の制限もしくは中止）第1項によって一般送配電事業者により電気の供給が中止され、または、電気の使用が制限され、もしくは中止された場合で、それが当社の責に帰すべき事由によるものでない場合には、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- ④ 当社に故意または過失がある場合を除き、当社はお客さまが漏電、その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。

- ⑤ 第1号の場合のほか、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できない場合、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

第20条 不可抗力

(1) 不可抗力による免責

次に定める各事由の発生（以下「不可抗力」といいます。）によって本契約の全部または一部の履行が不可能となった場合、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

- ① 地震等の天災地変が起きた場合
- ② 戦争、暴動、内乱等、平時の社会生活の営みを困難にする非常事態が生じた場合

(2) 不可抗力による解約

第1項で定める不可抗力を原因として当社が本契約の全部または一部の履行ができない場合、第7条（需給契約の成立および契約期間）、第21条（契約の変更）、第23条（中途解約）および第24条（契約の解除および期限の利益の喪失等）の規定にかかわらず、お客さままたは当社は、本契約の一部または全部を解約することができます。また、第2項第1号の場合、お客さまは第23条（中途解約）に規定する手続きにしたがうものとし、当社は、第24条（契約の解除および期限の利益の喪失等）に規定する手続きにしたがうものとし、また、本号の解約にともない生じる損害については、お客さま、当社ともに賠償責任を負いません。

第21条 契約の変更

(1) 契約の変更

- ① お客さまが本契約の内容について変更を希望される場合、すみやかに当社に変更の申込みをしていただきます。
- ② お客さまが契約電力等を超過して電気を使用された場合、該当月以前の電気使用状況から判断して、当該契約電力等が不相当と認められる場合には、当社は翌月からの契約電力等を当該最大需要電力に準じて変更できるものとし、また、
- ③ 契約電力等の減少が新たに契約電力等を設定した日または契約電力等を増加した日から1年未満の期間内に行われる場合で、当社が一般送配電事業者の託送供給等約款にもとづき一般送配電事業者から料金や工事費等の精算を求められた場合、お客さまは、その金額を当社に支払うものとし、また、

(2) 消費税および地方消費税の税率変更の際の措置

本契約における消費税等相当額の金額は、法令の改正により消費税および地方消費税の税率が改定された場合、本契約の有効期間内であっても、改正法令施行日以降は新たな税率にもとづいて算定した金額にあらためるものとし、また、この場合、消費税等相当額を含めて表示された料金単価等についても、改定後の税率にもとづいて新たに算定された消費税等相当額を含む金額にあらためるものとし、また、

(3) 契約種別または料金単価の変更

当社は、料金表に定める契約種別が終了し、または料金改定が必要となる場合は、次の各号にしたがい、本契約における新たな契約種別または料金単価を定めることができます。

- ① 当社は事前にお客さまに適用される新たな契約種別または新たな料金単価、およびその適用開始日（以下「適用開始日」といいます。）を当社が適切と判断する方法でお客さまに通知いたします。

- ② お客さまは、新たな契約種別または料金単価を承諾しない場合は、適用開始日の 15 日前までに、当社の指定する方法にて解約を通知することで本契約を解約することができます。この場合には、本契約は、本契約の各規定にかかわらず、適用開始日の前日をもって終了するものいたします。
 - ③ 前号に定める期限までに、お客さまから解約の通知がない場合は、お客さまは新たな契約種別または料金単価を承諾したものとみなし、適用開始日より新たな契約種別または料金単価を適用いたします。
- (4) 契約内容を変更する場合、当社または代理店は、契約変更に係る事項（ただし、軽微な変更の場合は変更事項の概要のみといたします。）を当社が適切と判断した方法によりお客さまにお知らせし、契約変更後には、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該変更事項ならびに供給定点特定番号を当社が適切と判断した方法によりお知らせいたします。なお、お客さまはこのことについて、あらかじめ承諾していただきます。

第 22 条 名義の変更

合併、相続その他の原因によって、新たなお客さまが、権利義務を承継し、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合、新たなお客さまは、当社所定の方法にしたがって申し出ていただきます。

第 23 条 中途解約

- (1) 第 7 条（需給契約の成立および契約期間）第 2 項にかかわらず、お客さまは当社に本契約を解約する旨を解約希望日とともに、解約希望日の 15 日前まで（以下「解約通知期限」といいます。）に書面、電子メール、電話その他当社が適切と認めた方法で当社に通知（以下「解約通知」といいます。）することで、本契約を解約することができます。なお、お客さまが当社に解約通知をせずに他の小売電気事業者へ需給契約の申込みを行ったことによって、電力広域的運営推進機関から当社に解約期日の通知がなされた場合、当該通知をもってお客さまの解約通知とみなします。
- (2) 第 1 項の場合、本契約は、次の場合を除いて、お客さまが当社に通知された解約希望日または電力広域的運営推進機関から当社に通知がされた解約期日に終了いたします。
- ① 当社がお客さまの解約通知を解約通知期限以降に受け取った場合は、お客さまと当社との協議によって定めた期日に本契約が終了することがあります。
 - ② 当社の責めに帰さない事由によりお客さまへの電気の供給を終了させるための処置を一般送配電事業者ができない場合、本契約は、お客さまへの電気の供給を終了させるための処置が可能となった日に終了するものいたします。
- (3) 第 1 項によってお客さまが本契約の解約をする場合、一般送配電事業者により、一般送配電事業者の供給設備またはお客さまの電気設備において、お客さまへの電気の供給を終了させるための必要な処置が行われます。なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力していただきます。
- (4) 第 1 項によってお客さまが本契約の解約を希望する場合で、新たに契約電力等を設定した日または契約電力等を増加した日から本契約の解約日までの期間が 1 年未満であり、かつ、当社が一般送配電事業者の託送供給等約款にもとづき一般送配電事業者から料金や工事費等の精算を求められた場合、お客さまには、当該工事費等に相当する金額を当社に支払うものいたします。

第 24 条 契約の解除および期限の利益の喪失等

(1) お客さまが、次の各号のいずれかに該当したときは、当社はお客さまとの本契約を解除することができるものといたします。なお、次の各号のいずれかに該当したときは、お客さまは、当社から何らの催告なく当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、ただちに債務の全額を一括弁済するものといたします。この場合、当社は、原則として本契約を解除する 15 日前までに解除日を明示し、お客さまに対して、解除後無契約となった場合には電気の供給が止まること、お客さまが希望される場合には、電気を供給することが義務付けられている一般送配電事業者から電気の供給を受けることができることを説明いたします。

- ① 第 15 条（供給の停止）の第 1 項、第 2 項第 3 号、第 3 項および第 4 項によって、電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合
- ② 電気料金の支払期日を経過してもなお支払われない場合
- ③ 当社との他の契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
- ④ 電気料金以外の債務（延滞利息、違約金、工事費負担金等相当額その他本契約から生じる金銭債務）を支払われない場合
- ⑤ 本項各号に掲げるもののほか、本契約の条項に違反した場合
- ⑥ 仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売または破産、特別精算、民事再生、会社更生等のその他法的整理手続きの申立を受けたとき、もしくは自ら申立をなした場合
- ⑦ 前号のほか信用状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる場合
- ⑧ お客さまが、本契約の締結にあたり、告知すべき事項について、知っている事実を告げなかったときまたは不実のことを告げた場合
- ⑨ お客さまが過去または現在において、当社または当社のグループ会社が提供するサービスを利用するにあたり当該サービスに係る規約、ガイドライン等に反する行為その他不正な行為を行っていた場合
- ⑩ お客さまが、楽天会員から退会し、または楽天会員アカウントを停止された場合
- ⑪ その他当社が電気を供給することが困難であると判断した場合

(2) 代理店（ただし、取次業者に限り、以下、本項において同様といたします。）と当社との委託契約が解除その他の理由により終了した場合、何らの行為を要することなく、ただちに、需給契約に関するお客さまの契約の相手方が代理店から当社に変更となります。この場合、代理店は、あらかじめその旨をお客さまに書面により通知するものとし、この変更が生じた後、当社は、遅滞なくその旨をお客さまに書面により通知するものといたします。なお、変更後の料金その他の供給条件は、変更前の料金その他の供給条件と同等といたします。

第 25 条 需給契約の解約後の債権債務関係

需給契約期間中の電気料金その他の債権債務は、需給契約の解約によって消滅いたしません。

第 26 条 管轄裁判所

本契約に関連する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

第 27 条 反社会的勢力の排除に関する条項

- (1) お客さまおよび当社は、自己ならびに自己の役員および従業員が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下、これらを総称して「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを相手方に対し確約いたします。
- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③ 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (2) お客さまおよび当社は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わせないことを相互に確約いたします。
- ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
- (3) お客さまおよび当社は、相手方が前各項の確約に反し、または反していると合理的に疑われる場合、催告その他何等の手続きを要することなく、本契約を将来に向けて解約することができます。
- なお、お客さまおよび当社は、かかる合理的な疑いの内容および根拠に関し、相手方に対して何等説明し、または開示する義務を負わないものとし、契約の解約に起因し、または関連して相手方に損害が生じた場合であっても、何等責任を負うものではなく、相手方は解約者に対して損害賠償請求をしないことを確約いたします。

附 則

(1) 実 施 期 日

本約款は、2024年4月1日から実施いたします。

(2) 本約款の実施にともなう切替措置

本約款の実施日前後において、2024年3月31日までに料金算定期間の始期が到来する料金その他の供給条件には料金表Aを、2024年4月1日以後に料金算定期間の始期が到来する料金その他の供給条件には料金表Bをそれぞれ適用いたします。ただし、供給エリアが沖縄エリアの場合はこの限りではなく、本約款実施日前後において料金表Cを適用いたします。また、この場合、本約款実施の日を含む料金算定期間中の料金の算定にあたっては、第13条（電気料金の算定期間および支払条件等）に準じた日割計算は行いません。